

女性を元気にする会 会則

(名称及び所在地)

第1条 この会は、女性を元気にする会（以下「本会」という。）と称し、事務局を沖縄県那覇市に置く。

(目的)

第2条 本会は、生活困窮や家庭内暴力などで支援が必要な女性や、若年層等に対し、自立に向けた生活を送れるよう相談を受け付け、伴走、支援機関に繋げ、負の連鎖を断ち切ることを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

(事業)

第3条 本会は第2条の目的を達成するために、各機関、各個人と連携し次の事業を行う。

- 1) 要請のあった家庭への訪問などを通じた相談支援並びに一時的な食糧、日用品配布事業
- 2) 行政支援を必要とする女性と行政機関へ同行支援事業
- 3) トータルビューティフェア等のイベント企画運営事業
- 4) 母子支援施設、並びに児童福祉施設等への出前イベント実施事業
- 5) その他、第2条の目的を達成するために必要な活動、事業

(会員の入退会)

第4条 本会の目的に賛同し、希望した者を会員とする。

- 2 入会を希望する者は、入会の意図を説明し、代表の承認を得るものとする。
- 3 会員は、任意に退会することができる。会員の氏名と退会の意思を明示した書面を会に提出することによっておこなう。また、本人が死亡したときは退会したものとみなす。

(会費)

第5条 会費による会員等の負担は必要としない。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

代表…1名 副代表…1名

(役員を選出)

第7条 役員は、総会において選出する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、任期終了後でも後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(職務)

第9条 代表は、本会を代表し、その業務を統括する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、これに事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。

(監事)

第11条 本会に、監事をおくことができる。

- 2 監事は、代表が会員にはかりこれを推薦する。
- 3 監事は、代表の職務の執行を監事し、法令の定めるところにより、監事報告を作成する。
- 4 監事は、いつでも、代表に対して事業の報告を求め、業務及び財産の状況の調査をすることが

できる。

(解任)

第 12 条 役員が次に該当するときは、総会の議決により、これを解任することができる。

・心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。

(総会)

第 13 条 本会の総会は、正会員を持って構成し、年に 1 回以上開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- 1) 会則、規約、事業の変更
- 2) 解散、役員を選任又は解任
- 3) 事業報告及び収支決算
- 4) その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、正会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

4 総会の決議は、出席者の過半数をもって行う。

(議事録)

第 14 条 総会の議事については、議事録を作成する。

(役員会)

第 15 条 役員会は役員を持って構成する。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(事業報告書及び決算)

第 16 条 代表は、毎事業年度終了後 3 か月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、総会の承認を得なければならない。

(経理)

第 17 条 本会の経理は、法令の定めるところによるほか、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して処理されなければならない。

(事業年度)

第 18 条 本会の事業年度は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日までとする。

(委任)

第 19 条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

(設立年月日)

第 20 条 本会の設立年月日を平成 27 年 1 月 1 日とする。

(附則)

・この会則は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。